

平成 27 年度（第 14 回）福井県マスタースゴルフ大会

日 時：平成 27 年 7 月 7 日（火）
場 所：福井国際カントリークラブ

福井県ゴルフ協会

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）
 - (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって表示する。
 - (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっていますが、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ウォーターハザード（規則 26）

ウォーターハザードは、黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。

3. 修理地（規則 25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

4. 動かさない障害物（規則 24-2）
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
 - (c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は修理地ではなく、その障害物の一部とみなす
 - (d) 電磁誘導用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 24-2 b (i) の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2 打
 - (e) フェアウェイにある吹き流し用のカップ
 - (f) パッティンググリーンの前後のペイントマーク盤を含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある地域にある距離計測のためのマーク盤
 - (g) 距離表示杭のカップ

5. 動かせる障害物（規則 24-1）
 - (a) バンカー内の石
 - (b) フェアウェイ内にある吹流しのピン

6. 救済とその処置

11 番・18 番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない（ゴルフ規則 20-5）その球をすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。
このローカルルールの違反の罰は、2 打

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用クラブの規格
プレーヤーが持ち運ぶドライバーはR & Aによって発行される最新の適合ドライバーヘッドリスト(モデルとロフトで識別される)上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。本条件違反の罰や処置は『ゴルフ規則付 I (C) 1 a』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 4 ページ参照)
4. 使用球の規格
プレーヤーの使用球は、R & Aルールズリミテッド(USGA版)発行の最新の公認球リストに載っているものでなければならない。本条件違反の罰や処置は『ゴルフ規則付 I (C) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 5 ページ参照)
5. キャディー
正規のラウンド中、プレーヤーはキャディーの使用を禁止する。本条件違反の罰や処置は『ゴルフ規則付 I (C) 2』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 7 ページ参照)
6. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。
7. プレーの中断と再開
 - (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6 - 8 b、c、dに従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間に行ったときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 3 3 - 7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**とする。
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
8. ホールとホール間の練習禁止(規則 7 注 2)
ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。
9. 移動
本競技はプレーヤー全員が移動用の機器の使用を認める。
10. 競技終了時点
本競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
11. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規のラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件6項で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義状「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則25-3に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。**なお、ドライバー及びフェアウェイウッドの使用は禁止する。**
6. ティーマーカーは、女子は赤色、男子は青色とする。
7. プレー中、帽子を着用すること。
8. 福井県ゴルフ協会及び開催ゴルフクラブの服装規定を遵守すること。
9. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
10. 自動カートはプレーヤーの携帯品の一部とする。
11. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
12. 打ち直しに戻るときや非常時の対応の為、自動カートにはキーが装着してあるが、これら以外での使用を禁止する。

追 記

1. 練習場は、午前7時00分よりオープンします。
2. バッグは口径9インチ、重量は13キロを超えないこと。

競技委員長 山岸 眞